

◇ 給与の改定差額

Q : 当社では今月、給与規定の改訂を行い、今年の1月に遡及して実施することとし、1月から3月までの差額は4月に支払うことになりました。

ところで、この差額分に対する源泉所得税はどのように計算すればよいのでしょうか。

A : 原則として、4月に支給する給与と合計して税額を計算することになります。

【解説】

給与規定の改訂が過去に遡及して実施されたため支払われる新旧給与の差額に相当する給与の場合、その収入すべき時期は、支給日が定められているものについてはその支給日、支給日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日によることとされています。

この場合、その新旧給与の差額に対する源泉徴収税額は、その差額の支給期に支払う普通給与と合計したところで計算することになります。ただし、遡及期間が相当長期にわたるため、相当多額の差額を支給することとなる場合は、賞与に対する源泉徴収税額の計算に準じて源泉徴収税額を計算しても差し支えないこととされています。

ご質問の場合は、4月に支給する通常の給与と合計したところで税額を計算することになりますが、その差額を賞与として税額を計算することもできるものと思われます。

